二十一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四条、第百七十五条、第百八十二条、第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十条（同法第二百四十七条に係る部分に限る。）又は第二百五十四条の罪
二十二　物価統制令第三十五条（同法第十二条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第四十条（同法第三十五条に係る部分に限る。）、刑法（前号に規定する規定並びに第百八十五条及び第百八十七条の規定を除く。）、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）又は組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条及び第十七条を除く。）の罪（これらに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たって行われたものに限る。）
二十三　農業協同組合法第九章の罪
二十四　水産業協同組合法第九章の罪
二十五　中小企業等協同組合法第六章の罪
二十六　協同組合による金融事業に関する法律第八条の二から第十条の二の二まで、第十条の二の四から第十条の三まで又は第十一条第一項の罪
二十七　信用金庫法第十一章の罪
二十八　長期信用銀行法第二十三条の二から第二十五条の二の二まで、第二十五条の二の四から第二十五条の三まで又は第二十六条第一項の罪
二十九　労働金庫法第十一章の罪
三十　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条、第五条の二第一項、第五条の三、第八条第一項から第三項まで又は第九条第一項の罪
三十一　銀行法第九章の罪
三十二　貸金業法第五章の罪
三十三　農林中央金庫法第十一章の罪
三十四　株式会社商工組合中央金庫法第十章の罪
三十五　資金決済に関する法律第八章の罪
三十六　労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百十九条（第一号（同法第六十一条及び第六十二条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第百二十一条（同法第百十七条、第百十八条第一項及び第百十九条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法第八十九条第一項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第四項の規定により適用する場合を含む。）の罪
三十七　船員法第百二十九条（同法第八十五条第一項及び第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百三十条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第百三十五条第一項（同法第百二十九条及び第百三十条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法第八十九条第四項及び第七項並びに第九十二条第一項の規定により適用する場合を含む。）の罪
三十八　職業安定法第六十三条又は第六十七条（同法第六十三条に係る部分に限る。）の罪
三十九　児童福祉法第六十条第一項若しくは第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第六十二条の三（同法第六十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の罪
四十　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）の罪
四十一　船員職業安定法第百十一条又は第百十五条（同法第百十一条に係る部分に限る。）の罪
四十二　出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項又は第七十六条の二（同法第七十三条の二第一項に係る部分に限る。）の罪
四十三　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条又は第六十二条（同法第五十八条に係る部分に限る。）の罪
四十四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条、第五条第一項、第六条第一項、第七条又は第十一条（同法第五条第二項及び第六条第二項に係る部分を除く。）の罪
四十五　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条又は第百十三条（同法第百八条に係る部分に限る。）の罪
四十六　前項第四十四号に掲げる罪
（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）
第八条　法第六十条第二項第一号ロの政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十三号までに掲げる罪とする。
2　法第六十条第二項第二号ロの政令で定める罪は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる罪とする。

第二節　カジノ事業者が行う業務

（入場者から除かれる者）
第九条　法第六十八条第一項第一号の政令で定める者は、業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、又は滞在する者とする。
（入場規制の例外となる場合）
第十条　法第六十九条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第六十九条第一号に掲げる者が業務として法第二条第十項第三号に掲げる区画に入場し、又は滞在する場合
二　法第六十九条第四号又は第五号に掲げる者が業務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合
三　法第六十九条第一号、第四号又は第五号に掲げる者が公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合
（供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額）
第十一条　法第八十四条第二項の政令で定める額は、千万円とする。
（特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額に関する技術的読替え）
第十二条　法第八十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二項	前項	第八十四条第二項
第八十一条第一項及び第二項	特定資金移動履行保証金保全契約	特定資金受入保証金保全契約
第八十一条第三項	前条第一項	第八十四条第二項
第八十一条第三項第一号	基準日における	基準日（毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。）における
第八十二条第一項	第八十条第一項	第八十四条第二項
第八十三条	前三条	次条第二項並びに同条第三項において準用する第八十条第二項及び前二条
	第八十条第一項	次条第二項